

## 環境と金融のあり方について

～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～

(抜粋)

平成22年6月15日

中央環境審議会 総合政策部会 環境と金融に関する専門委員会

# 環境と金融に関する専門委員会 報告書（概要）

## はじめに

- 環境問題の克服に向け、環境分野への資源配分の充実が不可欠。金融の役割は大きい。1,400兆円を超える個人金融資産を含めた資金の環境ビジネス等への供給が重要。
- 環境分野は経済成長の有望なフロンティア。環境が経済を牽引していく社会を実現するためにも、環境に配慮したお金の流れを作ることが必要。

## 1. 環境と金融の関わり

### (1) 金融の環境に対する責任 ～持続可能な社会を作るためにお金の流れを変える～

- 環境問題の解決には、あらゆる社会の仕組みを持続可能なものに変えることが必要。
- あらゆる経済活動はお金を媒介としており、社会の仕組みを変えるには、お金の流れも変えていくことが重要。それは金融にとって、社会に対する責任でもある。

### (2) 「環境金融」の具体的な役割

#### ① 「環境金融」の特長 ～金融機能を活用した効率的な仕組み～

- 環境金融の特長は、金融機能を活用した効率的な仕組みであること。金融市場の機能の一部として環境の要素も価格に反映され、効率的な資源配分が実現される。

#### ② 環境金融の2つの具体的な役割

- 環境金融の具体的な役割は、主に以下の2つ。
  - ・ 環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資（省エネ・新エネ設備導入のための融資、環境ベンチャー企業への投融資等）
  - ・ 企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、SRI（社会的責任投資）等）
- 前者については、温室効果ガス25%削減に向けた対策に、今後10年で100兆円程度の投資が必要と見込まれており、それらへの資金供給が金融の大きな役割。
- 後者については、投融資判断の時点（フィルタリング）だけでなく、その後の行動を継続的に評価・支援するモニタリング、コンサルティング機能が重要。ビジネスマッチング等を通じた事業者の仲介の役割も期待。
- 資金需要に応じるだけでなく、社会的要請に応え資金を供給し企業を育てる役割を、日本の金融機関は果たしてきた。今、環境という新たな社会のニーズに応えることが求められている。

### (3) 環境金融の拡大には、政策との連動が必要

- 環境金融の効率性を生かすには、金融市場とその限界を補完する政策の連動が必要。

- そのような政策は、①環境配慮行動の収益の安定化（固定価格買取、温暖化対策税、排出量取引、補助金、規制等）、②企業の環境情報の開示・提供の促進、の2類型。

## **2. 具体的な政策の提案**

- 温室効果ガス25%削減が、大規模な資金が必要と見込まれる喫緊の課題。
- 投資家の意識改革を進める取組も重要。特に企業の環境情報の開示は、個人投資家の資金をエコファンド（環境配慮型投資信託）等と呼び込むきっかけとしても重要。
- そこで、①温室効果ガス削減への円滑な資金供給、②年金基金による環境配慮投資、③企業の環境情報の開示、④環境金融の取組の輪を広げる仕組みを重点的に取り上げる。

### **(1) 温室効果ガス25%削減に向けた対策に円滑に資金が供給されるための仕組み**

#### **① 家庭・中小企業における対策 ～リースの活用による低炭素機器の普及促進～**

- 家庭・業務部門における低炭素機器の導入が急務だが、投資回収期間の長さ、キャッシュフローの制約、初期投資負担の大きさがネックとなって進んでいない。
- その解決のための喫緊の措置として、リース手法の活用等により、初期投資負担を軽減するファイナンスの仕組みの具体化を進めるべき。リース事業者の能力（リスク管理、メンテナンス等）を生かした普及促進にもつながる。
- リース事業者に資金面での支援を実施し、リース料の低減を図ることが必要。

#### **② その他の検討課題**

- 環境投資に対する税制優遇、海外での環境技術の活用のための投融資、環境ベンチャー企業へのリスクマネーの供給などが検討課題として挙げられた。

### **(2) 年金基金による環境配慮投資の促進**

#### **① 投資の際の環境配慮の方針の開示**

- 年金基金に対し環境配慮投資の内容の開示を求めることで、取組が促進される。
- イギリス等では、開示を法律で義務づけ。
- 当面、自主的な開示を促進する場合、「日本版環境金融行動原則（仮称）」に参加した基金は一致して開示するなど、共通化された手続・内容での開示を検討すべき。

#### **② 公的年金基金における率先した取組**

- 公的年金基金（※）は、資金規模の大きさによる影響力と、公的性格からくる社会的責任を自覚し、率先して投資判断への環境等への配慮の織り込みを求めたい。  
（※）年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、国家公務員や地方公務員の共済組合等
- 年金基金が環境配慮投資を進めるには、加入者（国民、被用者等）の合意が重要。  
国や年金基金には合意を作り出す努力を、加入者側にも合意作りへの協力を期待。

### **(3) 企業の環境関連情報の開示・提供の促進**

#### **① 企業の環境関連情報の開示促進の意義**

- 投資判断に当たって環境情報の織り込みが促進されるなど、環境金融を促進するための基盤的施策として重要。

## **② 有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示**

- 財務情報と同一媒体内で環境関連情報が開示されることで、両者を関連付けた分析がしやすいという特長。
- 国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の導入が進めば、投資家保護のために開示が必要な環境関連情報は増加していく。そのような情報の記載の明確化を図るため、金融商品取引法に基づく体系の中で所要の措置が講じられることを望む。

## **③ 環境報告書による環境情報の開示**

- 情報の比較可能性や信頼性のより一層の向上が課題。
- 主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家に分かりやすいものとなるよう、「環境報告ガイドライン」を見直し、その普及を促進すべき。

## **④ 民間企業等による環境情報等の提供サービスの促進**

- 投資情報会社の ESG 情報の提供、環境株価インデックス等の取組を促進すべき。

## **(4) 環境金融への取組の輪を広げていく仕組み ～日本版環境金融行動原則の策定～**

- 社会的責任に配慮した投融資についての行動原則を定め、金融に関わる各主体が自主的に署名するという形の取組が、世界規模で様々に行われている。  
(例) 責任投資原則 (PRI (Principles for Responsible Investment))、赤道原則等
- それに加え我が国独自の行動原則を作ることも、①日本の実情に合わせた取組の実践、②環境金融を進める機運の広がり、③小規模な地域金融機関等も参加しやすい等のメリットがあり、金融関係者による自発的なムーブメントとしての策定を期待。
- 行動原則の内容は、①投融資の判断に当たっての環境要素の考慮、②環境保全に資する金融商品の開発・提供、③環境金融に関する取組状況の開示、などが考えられる。
- 多くの関係者の参加と継続的な取組を確保するため、有志の金融機関等による自発的な策定、策定後の取組状況の開示及び様々なステークホルダーとの対話が重要。

## **3. おわりに**

- これらの政策課題について、関係省庁、金融機関などの関係者が連携して、できるだけ速やかに成果を出すことを期待。
- 金融機関や機関投資家、国や地方公共団体、企業、市民や NPO など様々なステークホルダーの間で、今後も環境金融の促進に向け不断の議論を重ねていくことを期待。
- 本専門委員会でも、今後も機会に応じて検討を進めていく。

## 環境と金融に関する専門委員会 報告書

### 「環境と金融のあり方について ～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」

#### はじめに

我が国は、地球温暖化をはじめとする、人類の生存と経済活動の持続可能性を脅かしかねない様々な環境問題に直面している。

こうした問題を克服し、21世紀型の新しい持続可能性ある経済社会を日本が世界に先駆けて構築していくためには、環境分野への資源配分の充実が不可欠であるが、そこでは経済の血液ともいえる金融の役割は極めて大きい。1,400兆円を超える我が国の個人金融資産を含め、国内外の資金が環境ビジネス等の環境保全に資する事業活動に対して十分に供給されるようにしていくことが喫緊の課題である。

そもそも、人間のあらゆる活動は良好な地球環境を基盤として成り立っており、金融もまたその基盤なくしては存立できない。地球環境の有限性が現実のものとなり、あらゆる社会経済の構造やルールがそれに適合したものに変わっていく中で、経済の重要な構成要素である金融の仕組みを環境に配慮したものに変わっていくことは、金融機関にとって、もはや避けることのできない役割、責任となっている。リーマンショック後、短期的な収益追求に偏った金融機関のあり方が見直される中で、これは諸外国の金融機関に共通の流れになりつつあり、我が国金融機関はこの流れに早期にキャッチアップし、世界をリードしていく存在にならなければならない。

我が国は、世界的な金融危機の影響も受け厳しい経済状況にあるが、環境分野は我が国にとって、今後の経済成長の有望なフロンティアでもある。今や、環境と経済がともに向上、発展する社会、さらには、環境が経済を牽引していく社会が到来しつつある。環境に配慮したお金の流れを作っていくことは、このような社会の実現を確実にするものであり、環境ビジネスの拡大を通じて、金融機関にとっても、自らの発展に向けた大きなチャンスを生み出すものである。

本専門委員会は、そのような問題意識に立って、2009年9月から計7回にわたり、金融機関や企業の実務担当者等からのヒアリングも行いつつ、審議を進めてきた。本報告書は、その審議の成果を踏まえ、環境に配慮した投融資の促進のための具体的な手法についての提言を行うものである。

(中略)

## 2. 具体的な政策の提案

(中略)

### (3) 企業の環境関連情報の開示・提供の促進

#### ① 企業の環境関連情報の開示促進の意義

環境問題やその解決のための政策は、企業価値に大きな影響を与えうる。投資家に対し、企業の環境問題への対応状況等に関する情報が適切に開示・提供されることで、環境問題が企業価値に与える影響の予測が可能となり、投資家保護に資する。

特に、東京証券取引所における株式売買の過半を外国人投資家が占める状況にあつて、企業の環境関連情報を適時適切に開示することは、海外からの資金を呼び込み、我が国企業の競争力を確保する観点からも重要である。

また、企業の環境関連情報が適切に開示・提供されることにより、投資家の投資判断に当たっての環境情報の織り込みが促進される。投資家サイドにこうした意識が一般化することにより、環境対応に優れた企業が高く評価され、環境対応に遅れた企業はリスクが高いと評価されるような資本市場が形成され、企業の環境への取組促進と、社会の持続可能性向上に資する。

これらは、金融機関が投資以外の融資等を行う場合についても同様である。

このように、企業の環境関連情報の開示は、低炭素社会の実現に向けて環境金融を促進し、金融がその資源配分機能を適切に発揮するための基盤的施策として重要である。

なお、国際会計基準へのコンバージェンス（収斂）の一環として、「資産除去債務に関する会計基準」が2011年3月期から強制適用され、アスベストやPCBの将来の処理費用等の環境債務については予め負債として計上することが義務付けられる。また、国内排出量取引制度の導入後の保有する排出枠やその償却義務等の会計上の取扱いについては、国際会計基準審議会（IASB）や我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）において検討が進められている。こうした財務情報については、企業会計基準等に従い、適正に記載がなされるべきものであり、ここでは、それ以外の非財務情報を中心として、開示の促進について検討を行った。

#### ② 有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示

有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示には、財務情報と同一媒体内で環境関連情報が開示されることで、両者を関連付けた分析がしやすいという特長がある。

もとより、有価証券報告書は、金融商品取引法上、投資家保護のため必要かつ適当な情報を記載する書類とされており、投資家保護のため必要かつ適当な場合には、環境情報であれ環境情報以外であれ、記載すべきものである。

地球温暖化のための新たな政策導入や市場・消費者意識の変化は、企業にとって新たな事業機会を生み出す一方で、事業上のリスク（コスト増、対応の遅れによる競争上の不利益等）ともなりうる。環境関連情報の記載の促進のための取組としては、例えば、アメリカでは、証券取引委員会（SEC）が、証券取引所法に基づく年次報告書において気候変動に関していかなる情報を開示すべきかにつき、2010年2月にガイダンスを発行している。我が国においても、まずは投資家サイドの環境関連情報に対するニーズを明らかにしていこうといった動きもある。

今後、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の導入が進めば、投資家保護のために必要かつ適当な「マテリアリティ」（※）を有する環境関連情報は増加していくものと考えられる。このように環境政策が大きく進展しつつある中で、有価証券報告書におけるマテリアリティを有する環境関連情報の開示を促進する観点から、このような情報の記載の明確化を図るため、金融商品取引法に基づく体系の中において所要の措置が講じられることを望みたい。

（※）「マテリアリティ」とは、会計分野の専門用語で「財務に重要な影響を及ぼす要因」を指し、ここでは環境関連情報のうち投資家等の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものを意味している。

また、有価証券報告書等を通じた投資家に対する情報開示を促進していく上で、国際的な制度の動きとの整合性に留意するとともに、日本としての考え方を国際的な基準に積極的に盛り込んでいくよう努力すべきである。

### ③ 環境報告書による環境情報の開示

環境報告書（CSR 報告書・サステナビリティ報告書）においては、様々な環境情報が記載されているが、こうした環境情報の投資家による活用を促進する上では、情報の比較可能性や信頼性のより一層の向上が課題となっている。

こうした課題への対策として、中央環境審議会による環境配慮促進法の評価検討の過程において、環境報告書の作成公表義務（※）の範囲の拡大や主要な環境負荷指標の記載義務付け等について議論がなされたところである。2009年3月の「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」（中環審総合政策部会環境に配

慮した事業活動の促進に関する小委員会)においては、企業に対する環境報告書の作成・公表の義務付けに関しては、「今回の評価に当たっては、企業による環境報告書の自主的な作成・公表の取組の促進に期待することが適当である」とされた上で、主要な環境負荷指標の統一的な開示の促進、第三者審査など適切な信頼性向上措置の実施の促進等の課題が指摘されている。

(※) 環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）により、一定の公的法人（独立行政法人・国立大学法人等）については環境報告書の作成・公表が義務となっている。

そこで、まずは当面の課題として、こうした各企業による自主的な取組を前提として、環境報告書においてできる限り主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家に分かりやすいものとなるよう、環境省は「環境報告ガイドライン」の見直しの際、「主要な指標等の一覧」のテンプレートについても見直しを行い、その普及を促進すべきである。また、その他の課題についても、引き続きその解決に向け検討を進めていくべきである。

#### **④ 民間企業等による環境情報等の提供サービスの促進**

次のような、民間企業等による多数の企業の環境情報等の提供サービスといった取組について、環境省も環境金融に関する HP を充実させつつ紹介するなど、その促進を図るべきである。

##### **a. 投資情報会社による ESG 情報の提供**

投資情報会社であるブルームバーグは、2009 年から各企業の環境 (E)・社会 (S)・ガバナンス (G) データと、財務データ、ESG レシオ等を併せて提供するサービスを開始した。こうしたサービスにより、投資家は ESG データと財務データ等を同時に入手できるとともに、ESG レシオ等を活用した同業他社の比較、投資家独自の ESG クライテリアによる投資対象企業のスクリーニング等を行うことができる。

##### **b. 環境株価インデックスの提供**

投資家が環境配慮投資を行いにくい理由の一つとして、いかなる企業が環境に配慮しているのか、有望な環境技術を持つのが容易に分からない点がある。こうした観点から企業を選別して構築された環境株価インデックスがあれば、個人投資家を含め、環境配慮投資がより容易・安価なものとなることが期待される。

環境技術に着目した日本企業に係る環境株価指数としては、QUICK 環境株価指

数、FTSE 環境オポチュニティ日本株指数等があるが、さらに、通常の事業活動における環境配慮に優れた環境株価インデックスの開発を含め、その提供促進が望まれる。こうした環境株価インデックスを活用したETF（上場投資信託）が提供されることで、環境配慮投資がより安価・容易なものになることが期待される。

（以下略）

以上